定款

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

# 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーと称し、英文では Japan Investment Adviser Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 総合リース業
  - 2. 投資業
  - 3. 金融業
  - 4. 投資、金融及び経営に関するコンサルティング
  - 5. 職業紹介業
  - 6. 労働者派遣業
  - 7. 不動産の開発、売買、賃貸、仲介及び管理
  - 8. 再生可能エネルギー事業
  - 9. 農業関連事業及びバイオテクノロジー関連事業
  - 10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - 1. 取締役会
  - 2. 監査役
  - 3. 監査役会
  - 4. 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。
  - 2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法に より行う。

# 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、80,000,000 株とする。

## (自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

### (単元未満株式の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - 3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
  - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿 予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取 扱わせ、当会社においては取扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び 手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締 役会において定める株式取扱規程による。

## (基準日)

- 第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、 その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
  - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使す ることができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

# 第3章 株主総会

#### (招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招 集する。

## (招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集 する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取 締役が招集する。
  - 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取 締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

### (株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議 決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使 することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以 上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
  - 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## (議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

#### (取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

## (取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
  - 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
  - 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
  - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長 に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議 長となる。

## (取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催すること ができる。

## (取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したとき は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議 を述べたときはこの限りではない。

### (取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

## (取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会 規程による。

### (取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役及び監査役会

### (監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

## (監査役の選任)

- 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠く ことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
  - 4 前項の補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## (監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
  - 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として株主総会で選任された監査役の任期は、当該退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選 任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超える ことはできないものとする。

## (常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合に は、この期間を短縮することができる。
  - 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### (監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

### (監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

### (監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会 規則による。

#### (監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。
  - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主 総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第46条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
  - 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

(附則)

- 第1条 変更前定款第15条の削除及び変更後定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
  - 2 前項にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第 15条はなお効力を有する。

変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。

2013年 3月28日改定 2013年12月13日改定 2014年 3月24日改定 2014年5月2日改定 2015年1月1日改定 2017年3月28日改定 2017年9月1日改定 2020年3月26日改定 2022年3月29日改定